



鹿児島市雇用維持支援金

令和4年1月1日～同年3月31日休業分（第6期）
申請受付中

中小企業者等の雇用の維持及び事業活動の継続を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて国の「雇用調整助成金」「緊急雇用安定助成金」の支給を受けた鹿児島市内に事業所を有する事業主に対して、本市独自の支援金を支給します。

申請期限：令和4年7月31日(日) **消印有効**

申請要件

- ① 市内に事業所を有する中小企業事業主であること
 - ② 市内の事業所において、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業を令和4年1月1日から同年3月31日（第6期）に実施し、それに伴う雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金を含む。以下「雇用調整助成金等」という。）を鹿児島労働局長から受けていること
 - ③ 申請日以降も市内において事業を継続し、雇用を維持する意思があること
- ※上記のほかにも要件がありますので、詳細は裏面の申請要件をご確認ください。

金額

市内の事業所において第6期に実施した新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等に対する雇用調整助成金等の支給決定金額の15%に相当する額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

※上限1,000万円

※支援金の算定対象となる雇用調整助成金等は、1事業所あたり3判定基礎期間まで

※第1期～第5期（令和2年4月～令和3年10月休業分）は、申請受付を終了しています。

問合せ

雇用維持支援金専用ダイヤル（平日8:30～17:15）
099-803-8671

雇用調整助成金等については鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-8713）へお問い合わせください

鹿児島市雇用維持支援金



中小企業者等の雇用の維持及び事業活動の継続を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて国の「雇用調整助成金」「緊急雇用安定助成金」の支給を受けた鹿児島市内に事業所を有する事業主に対して、本市独自の支援金を支給します。

申請要件

以下の①～⑤の全ての要件を満たすこと

① 市内に事業所を有する中小企業事業主であること

＜中小企業事業主の範囲＞

業種	資本金の額又は出資の総額	常時雇用する従業員の数
小売業（飲食店を含む）	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

※個人事業主、法人、社団、財団で、「資本金の額又は出資の総額」「常時雇用する従業員の数」のいずれかを満たせば、中小企業事業主に該当します。

② 市内の事業所において、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業（教育訓練及び出向を含む。）を令和4年1月1日から同年3月31日までの期間（第6期）に実施し、それに伴う雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金を含む。以下「雇用調整助成金等」という。）を鹿児島労働局長から受けていること

③ 申請日以降も市内において事業を継続し、雇用を維持する意思があること

④ 破産法第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと

⑤ 暴力団等に関与していないこと

金額

市内の事業所において第6期に実施した新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等に対する雇用調整助成金等の支給決定金額の15%に相当する額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

※上限1,000万円

※支援金の対象となる雇用調整助成金等の支給決定金額は、1事業所あたり3判定基礎期間まで

申請手続

以下の必要書類を郵送で提出してください。

【必要書類】 ※用紙サイズはA4サイズで統一してください。

- 1 申請書（様式第1） ※両面印刷
- 2 誓約書（様式第2）
- 3 雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
- 4 雇用調整助成金等の支給申請書類（支給申請書・休業実績一覧表・助成額算定書）の写し
- 5 本人確認書類の写し（個人事業主）、登記簿謄本の写し（法人）
- 6 振込先口座が確認できる通帳の写し等

3 雇調金支給決定通知書（写し）や
4 雇調金支給申請書類（写し）がない場合は所定の手続きがありますので、市ホームページで確認されるか、専用ダイヤルにお問い合わせください。

宛先

〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 鹿児島市 雇用推進課 宛

※ 封筒には宛先のほか「雇用維持支援金申請書在中」とご記載ください。

◆ 申請期間 令和4年3月14日(月)～令和4年7月31日(日) 消印有効

問合せ

雇用維持支援金専用ダイヤル

099-803-8671（平日8:30～17:15）



申請書等の様式や詳しい情報は、市ホームページから入手できます。

鹿児島市 雇用維持支援金 で検索